議案第28号

専決処分の承認を求めることについて (5)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、羽生市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和2年6月3日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、羽生市税条例等の一部を改正する条例を専決処分する。

令和2年3月31日

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

羽生市税条例等の一部を改正する条例

(羽生市税条例の一部改正)

第1条 羽生市税条例 (昭和30年条例第7号) の一部を次のように 改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」とい う。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

(個人の市民税に係る給与所得者の 扶養親族申告書)

(1) • (2) (略)

(3) (略)

2~5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受 |

改正前

(個人の市民税に係る給与所得者の <u>扶養親族</u>等申告書)

(1)・(2) (略)

(3) 当該給与所得者が単身児童 扶養者に該当する場合には、その 宣

(4) (略)

2~5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受

給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203 条の6第1項の規定により同項に規 定する申告書を提出しなければなら ない者又は法の施行地において同項 に規定する公的年金等(所得税法第 203条の7の規定の適用を受ける ものを除く。以下この項において 「公的年金等」という。)の支払を 受ける者であって、扶養親族(控除 対象扶養親族を除く。)を有する者 (以下この条において「公的年金等 受給者」という。)で市内に住所を 有するものは、当該申告書の提出の 際に経由すべき所得税法第203条 の6第1項に規定する公的年金等の 支払者(以下この条において「公的 年金等支払者」という。)から毎年 最初に公的年金等の支払を受ける日 の前日までに、施行規則で定めると ころにより、次に掲げる事項を記載 した申告書を、当該公的年金等支払 者を経由して、市長に提出しなけれ ばならない。

(1) • (2) (略)

(3) (略)

2~5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務 所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法<u>第66条</u> の7第5項及び第11項</u>又は第68 条の91第4項及び第10項の規定 の適用を受ける場合には、法第321 給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203 条の6第1項の規定により同項に規 定する申告書を提出しなければなら ない者又は法の施行地において同項 に規定する公的年金等(所得税法第 203条の7の規定の適用を受ける ものを除く。以下この項において 「公的年金等」という。)の支払を 受ける者であって、扶養親族(控除 対象扶養親族を除く。)を有する者 若しくは単身児童扶養者である者 (以下この条において「公的年金等 受給者」という。)で市内に住所を 有するものは、当該申告書の提出の 際に経由すべき所得税法第203条 の6第1項に規定する公的年金等の 支払者(以下この条において「公的 年金等支払者」という。)から毎年 最初に公的年金等の支払を受ける日 の前日までに、施行規則で定めると ころにより、次に掲げる事項を記載 した申告書を、当該公的年金等支払 者を経由して、市長に提出しなけれ ばならない。

(1) • (2) (略)

(3) 当該公的年金等受給者が単 身児童扶養者に該当する場合に は、その旨

(4) (略)

2~5 (略)

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

2 法の施行地に本店又は主たる事務 所若しくは事業所を有する法人(以 下この条において「内国法人」とい う。)が、租税特別措置法<u>第66条</u> の7第4項及び第10項</u>又は第68 条の91第4項及び第10項の規定 の適用を受ける場合には、法第321 条の8第24項及び令第48条の12 の2の規定により控除すべき額を前 項の規定により申告納付すべき法人 税割額から控除する。

3~9 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋 については、登記簿又は土地補充課 税台帳若しくは家屋補充課税台帳に 所有者(建物の区分所有等に関する 法律(昭和37年法律第69号)第 2条第3項の専有部分の属する家屋 (同法第4条第2項の規定により共 有部分とされた附属の建物を含 む。)については、当該家屋に係る 同法第2条第2項の区分所有者(以 下「区分所有者」という。)とす る。以下固定資産税について同様と する。)として登記又は登録がされ ている者をいう。この場合におい て、所有者として登記又は登録がさ れている個人が賦課期日前に死亡し ているとき若しくは所有者として登 記又は登録がされている法人が同日 前に消滅しているとき<u>又は</u>所有者と して登記されている法第348条第 1項の者が同日前に所有者でなくな っているときは、同日において当該 土地又は家屋を現に所有している者 をいう。

3 (略)

4 固定資産の所有者の所在が震災、 風水害、火災、その他の事由により 不明である場合には、その使用者を 所有者とみなして、固定資産課税台 帳に登録し、その者に固定資産税を 課することができる。この場合にお いて、市は、当該登録をしようとす るときは、あらかじめ、その旨を当 該使用者に通知しなければならな 条の8第24項及び令第48条の12 の2の規定により控除すべき額を前 項の規定により申告納付すべき法人 税割額から控除する。

3~9 (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

2 前項の所有者とは、土地又は家屋 については、登記簿又は、土地補充 課税台帳若しくは、家屋補充課税台 帳に所有者(建物の区分所有等に関 する法律 (昭和37年法律第69 号) 第2条第3項の専有部分の属す る家屋(同法第4条第2項の規定に より共有部分とされた附属の建物を 含む。)については、当該家屋に係 る同法第2条第2項の区分所有者 (以下「区分所有者」という。)と する。以下固定資産税について同様 とする。)として登記又は登録され ている者をいう。この場合において 所有者として登記又は登録されてい る個人が賦課期日前に死亡している とき若しくは所有者として登記又は 登録されている法人が同日前に消滅 しているとき<u>、又は</u>所有者として登 記されている法第348条第1項の 者が同日前に所有者でなくなってい るときは、同日において当該土地又 は家屋を現に所有している者をい う。

3 (略)

4 固定資産の所有者の所在が震災、 風水害、火災、その他の事由によっ て不明である場合においては、その 使用者を所有者とみなして、これを 固定資産課税台帳に登録し、その者 に固定資産税を課する。 い。

- 5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。
- 6 土地区画整理法(昭和29年法律 第119号)による土地区画整理事 業(農住組合法(昭和55年法律第 86号) 第8条第1項の規定により 土地区画整理法の規定が適用される 農住組合法第7条第1項第1号の事 業及び密集市街地における防災街区 の整備の促進に関する法律(平成9 年法律第49号)第46条第1項の 規定により土地区画整理法の規定が 適用される密集市街地における防災 街区の整備の促進に関する法律第45 条第1項第1号の事業並びに大都市 地域における住宅及び住宅地の供給 の促進に関する特別措置法(昭和50 年法律第67号)による住宅街区整 備事業を含む。以下この項において 同じ。)又は土地改良法(昭和24 年法律第195号)による土地改良 事業の施行に係る土地については、 法令若しくは規約等の定めるところ により仮換地、一時利用地その他の 仮に使用し、若しくは収益すること ができる土地(以下この項において 「仮換地等」と総称する。)の指定 があった場合又は土地区画整理法に よる土地区画整理事業の施行者が同 法第100条の2(農住組合法第8 条第1項及び密集市街地における防
- 5 土地区画整理法(昭和29年法律 第119号)による土地区画整理事 業 (農住組合法 (昭和55年法律第 86号) 第8条第1項の規定により 土地区画整理法の規定が適用される 農住組合法第7条第1項第1号の事 業及び密集市街地における防災街区 の整備の促進に関する法律(平成9 年法律第49号)第46条第1項の 規定により土地区画整理法の規定が 適用される密集市街地における防災 街区の整備の促進に関する法律第45 条第1項第1号の事業並びに大都市 地域における住宅及び住宅地の供給 の促進に関する特別措置法(昭和50 年法律第67号)による住宅街区整 備事業を含む。以下この項において 同じ。) 又は土地改良法 (昭和24 年法律第195号)による土地改良 事業の施行に係る土地については、 法令、若しくは規約等の定めるとこ ろによって、仮換地一時利用地その 他の仮に使用し、若しくは収益する ことができる土地(以下この項にお いて「仮換地等」と総称する。)の 指定があった場合、又は土地区画整 理法による土地区画整理事業の施行 者が同法第100条の2(農住組合 法第8条第1項及び密集市街地にお

災街区の整備の促進に関する法律第 46条第1項において適用する場合 並びに大都市地域における住宅及び 住宅地の供給の促進に関する特別措 置法第83条において準用する場合 を含む。)の規定により管理する土 地で当該施行者以外の者が仮に使用 するもの(以下この項において「仮 使用地」という。)がある場合に は、当該仮換地等又は仮使用地につ いて使用し、又は収益することがで きることとなった日から換地処分の 公告がある日又は換地計画の認可の 公告がある日までの間は、仮換地等 にあっては当該仮換地等に対応する 従前の土地について、登記簿又は土 地補充課税台帳に所有者として登記 又は登録がされている者をもって、 仮使用地にあっては土地区画整理法 による土地区画整理事業の施行者以 外の仮使用地の使用者をもって、そ <u>れぞれ</u>当該仮換地等<u>又は</u>仮使用地に 係る第1項の所有者とみなし、換地 処分の公告があった日<u>又は</u>換地計画 の認可の公告があった日から換地又 は保留地を取得した者が登記簿に当 該換地又は保留地に係る所有者とし て登記される日までの間は、当該換 地又は保留地を取得した者をもって 当該換地又は保留地に係る同項の所 有者とみなすことができる。

7 公有水面埋立法(大正10年法律 第57号)第23条第1項の規定に より使用する埋立地若しくは干拓地 (以下この項において「埋立地等」 という。)又は国が埋立て若しくは 干拓により造成する埋立地等(同法 第42条第2項の規定による竣功通 知前の埋立地等に限る。以下この項 において同じ。)で工作物を設置

ける防災街区の整備の促進に関する 法律第46条第1項において適用す る場合並びに大都市地域における住 宅及び住宅地の供給の促進に関する 特別措置法第83条において準用す る場合を含む。)の規定によって管 理する土地で当該施行者以外の者が 仮に使用するもの(以下この項にお いて「仮使用地」という。)がある 場合においては当該仮換地等、又は 仮使用地について使用し、又は収益 することができることとなった日か ら換地処分の公告がある日、又は換 地計画の認可の公告がある日までの 間は、仮換地等にあっては、当該仮 換地等に対応する従前の土地につい て、登記簿、又は土地補充課税台帳 に所有者として登記又は登録されて いる者をもって仮使用地にあって は、土地区画整理法による土地区画 整理事業の施行者以外の仮使用地の 使用者をもって それぞれ 当該仮換地 等、又は仮使用地に係る第1項の所 有者とみなし、換地処分の公告があ った日、又は換地計画の認可の公告 があった日から換地、又は保留地を 取得した者が登記簿に当該換地、又 は保留地に係る所有者として登記さ れる日までの間は、当該換地又は保 留地を取得したものをもって当該換 地又は保留地に係る同項の所有者と みなす。

6 公有水面埋立法(大正10年法律 第57号)第23条第1項の規定に よって使用する埋立地若しくは干拓 地(以下この項において「埋立地 等」という。)又は国が埋立て若地 くは干拓によって造成する埋立地等 (同法第42条第2項の規定による 竣功通知前の埋立地等に限る。以下 この項において同じ。)で工作物を

し、その他土地を使用する場合と同 様の状態で使用されているもの(埋 立て又は干拓に関する工事に関して 使用されているものを除く。)につ いてはこれらの埋立地等をもって土 地とみなし、これらの埋立地等のう ち都道府県、市町村、特別区、これ らの組合、財産区及び合併特例区 (以下この項において「都道府県 等」という。)以外の者が同法第23 条第1項の規定により使用する埋立 地等にあっては、当該埋立地等を使 用する者をもって当該埋立地等に係 る第1項の所有者とみなし、都道府 県等が同条第1項の規定により使用 し、又は国が埋立て若しくは干拓に より造成する埋立地等にあっては、 都道府県等又は国が当該埋立地等を 都道府県等又は国以外の者に使用さ せている場合に限り、当該埋立地等 を使用する者(土地改良法第87条 の2第1項の規定により国又は都道 府県が行う同項第1号の事業により 造成された埋立地等を使用する者で 令第49条の3に規定するものを除 く。)をもって当該埋立地等に係る 第1項の所有者と<u>みなすことができ</u> る。

設置し、その他土地を使用する場合 と同様の状態で使用されているもの (埋立て又は干拓に関する工事に関 して使用されているものを除く。) についてはこれらの埋立地等をもっ て土地とみなし、これらの埋立地等 のうち都道府県、市町村、特別区、 これらの組合、財産区及び合併特例 区(以下この項において「都道府県 等」という。)以外の者が同法第23 条第1項の規定によって使用する埋 立地等にあっては、当該埋立地等を 使用する者をもって当該埋立地等に 係る第1項の所有者とみなし、都道 府県等が同条第1項の規定によって 使用し、又は国が埋立て若しくは干 拓によって造成する埋立地等にあっ ては、都道府県等又は国が当該埋立 地等を都道府県等又は国以外の者に 使用させている場合に限り、当該埋 立地等を使用する者(土地改良法第 87条の2第1項の規定により国又 は都道府県が行う同項第1号の事業 により造成された埋立地等を使用す る者で令第49条の2に規定するも のを除く。)をもって当該埋立地等 に係る第1項の所有者とみなす。

 とみなし、当該特定附帯設備のうち 家屋に属する部分は家屋以外の資産 とみなして固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第61条 (略)

2~8 (略)

- 9 住宅用地(法第349条の3の2 第1項に規定する住宅用地をいう。 以下この条に及び第74条においい 同じ。)に対して課する固定資産税 の課税標準は、第1項から第6項ま で及び法<u>第349条の3第11項</u>の 規定にかからず、当該住宅用地に 係る固定資産税の課税標準となる き価格の3分の1の額とする。
- 10 小規模住宅用地(法第349条 の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項に対容の項に対立の理定資理での課題である。)に対して課する固定資質の課税で及び前項並びに法第349条の当該の規定にかかわらず、当期機住宅用地に係る固定資産税の額とする。

(法<u>第349条の3第27項</u>等の条 例で定める割合)

- 第61条の2 法<u>第349条の3第27</u> 項に規定する市町村の条例で定める 割合は、2分の1とする。
- 2 法<u>第349条の3第28項</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は、 2分の1とする。
- 3 法第349条の3第29項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の

とみなし、当該特定附帯設備のうち 家屋に属する部分は家屋以外の資産 とみなして固定資産税を課する。

(固定資産税の課税標準)

第61条 (略)

2~8 (略)

- 9 住宅用地(法第349条の3の2 第1項に規定する住宅用地をいう。 以下この条に及び第74条において 同じ。)に対して課する固定資産税 の課税標準は、第1項から第6項ま で及び法第349条の3第12項の 規定にかかわらず、当該住宅用地に 係る固定資産税の課税標準となるべ き価格の3分の1の額とする。
- 10 小規模住宅用地(法第349条の3の2第2項に規定する小規模住宅用地をいう。以下この項におお正資で見て、対して課する固定資産税の課税標準は、第1項から第6項をで及び前項並びに法第349条の3 第12項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の6分の1の額とする。

(法<u>第349条の3第28項</u>等の条 例で定める割合)

- 第61条の2 法<u>第349条の3第28</u> 項に規定する市町村の条例で定める 割合は、2分の1とする。
- 2 法<u>第349条の3第29項</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は、 2分の1とする。
- 3 法<u>第349条の3第30項</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は、 2分の1とする。

(たばこ税の課税免除)

第96条 (略)

規定は、卸売販売業者等が、同条第 1項第1号又は第2号に掲げる製造 たばこの売渡し又は消費等につい て、第98条第1項又は第2項の規 定による申告書に前項(法第469 条第1項第1号又は第2号に係る部 分に限る。)の適用を受けようとす る製造たばこに係るたばこ税額を記 載し、かつ、施行規則第16条の2 の3第1項に規定する書類を保存し ている場合に限り、適用する。

3 第1項(法第469条第1項第3 <u>号又は第4号に係る部分に限る。)</u> の規定は、卸売販売業者等が市長に 施行規則<u>第16条の2の3第2項</u>に 規定する書類を<u>提出している場合に</u> 限り、適用する。

<u>4</u> (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ 税を申告納付すべき者(以下この節 において「申告納税者」という。) は、毎月末日までに、前月の初日か ら末日までの間における売渡し等に 係る製造たばこの品目ごとの課税標 準たる本数の合計数(以下この節に おいて「課税標準数量」という。) 及び当該課税標準数量に対するたば こ税額、第96条第1項の規定によ り免除を受けようとする場合にあっ ては同項の適用を受けようとする製 造たばこに係るたばこ税額並びに次 条第1項の規定により控除を受けよ うとする場合にあっては同項の適用 を受けようとするたばこ税額その他 必要な事項を記載した施行規則第34 号の2様式による申告書を市長に提 出し、及びその申告に係る税金を施 行規則第34号の2の5様式による 納付書によって納付しなければなら ない。この場合において、当該申告 |

2 前項の規定は、卸売販売業者等が 市長に施行規則<u>第16条の2の3</u>に 規定する書類を<u>提出しない場合に</u> は、適用しない。

3 (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ 税を申告納付すべき者(以下この節 において「申告納税者」という。) は、毎月末日までに、前月の初日か ら末日までの間における売渡し等に 係る製造たばこの品目ごとの課税標 準たる本数の合計数(以下この節に おいて「課税標準数量」という。) 及び当該課税標準数量に対するたば こ税額、第96条第1項の規定によ り免除を受けようとする場合にあっ ては同項の適用を受けようとする製 造たばこに係るたばこ税額並びに次 条第1項の規定により控除を受けよ うとする場合にあっては同項の適用 を受けようとするたばこ税額その他 必要な事項を記載した施行規則第34 号の2様式による申告書を市長に提 出し、及びその申告に係る税金を施 行規則第34号の2の5様式による 納付書によって納付しなければなら ない。この場合において、当該申告 書には、第96条第3項に規定する 書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量について の明細を記載した施行規則第16号 の5様式による書類を添付しなけれ ばならない。

$2 \sim 5$ (略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第103条 (略)

2~5 (略)

6 第54条第7項の規定は、特別土地保有税について準用する。立立地保有税について準用する。立立地では、同項中「当該埋当当該埋立地等の使用の開始をもって、当該埋立地等を使用の開始ををする。第123条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

- 第6条の3の2 平成22年度から<u>令</u> 和15年度までの各年度分の個人の

書には、第96条第2項に規定する 書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量について の明細を記載した施行規則第16号 の5様式による書類を添付しなけれ ばならない。

$2 \sim 5$ (略)

(特別土地保有税の納税義務者等)

第103条 (略)

2~5 (略)

6 第54条第6項の規定は、特別土地保有税について準用する。こ地保有税について準用する。立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもって出まり、「第1項の所有者」と、「第1項の所有者」と、「同法第1項」と読み替えるものとする。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

- 第6条の3の2 平成22年度から<u>平</u>成45年度までの各年度分の個人の

市民税に限り、所得割の納税義務者 が前年分の所得税につき租税特別措 置法第41条又は第41条の2の2 の規定の適用を受けた場合(居住年 が平成11年から平成18年まで又 は平成21年から令和3年までの各 年である場合に限る。) において、 前条第1項の規定の適用を受けない ときは、法附則第5条の4の2第5 項(同条第7項の規定により読み替 えて適用される場合を含む。)に規 定するところにより控除すべき額 を、当該納税義務者の第34条の3 及び第34条の6の規定を適用した 場合の所得割の額から控除する。

(略)

(肉用牛の売却による事業所得に係 る市民税の課税の特例)

第7条 昭和57年度から令和6年度 までの各年度分の個人の市民税に限 り、法附則第6条第4項に規定する 場合において、第36条の2第1項 の規定による申告書(その提出期限 後において市民税の納税通知書が送 達される時までに提出されたもの及 びその時までに提出された第36条 の3第1項の確定申告書を含む。次 項において同じ。)に肉用牛の売却 に係る租税特別措置法第25条第1 項に規定する事業所得の明細に関す る事項の記載があるとき(これらの 申告書にその記載がないことについ てやむを得ない理由があると市長が 認めるときを含む。次項において同 じ。)は、当該事業所得に係る市民 税の所得割の額を免除する。

2 • 3 (略)

(宅地等に対して課する平成30年 度から令和2年度までの各年度分の 固定資産税の特例)

市民税に限り、所得割の納税義務者 が前年分の所得税につき租税特別措 置法第41条又は第41条の2の2 の規定の適用を受けた場合(居住年 が平成11年から平成18年まで又 は平成21年から平成33年までの 各年である場合に限る。)におい て、前条第1項の規定の適用を受け ないときは、法附則第5条の4の2 第5項(同条第7項の規定により読 み替えて適用される場合を含む。) に規定するところにより控除すべき 額を、当該納税義務者の第34条の 3及び第34条の6の規定を適用し た場合の所得割の額から控除する。

(略)

(肉用牛の売却による事業所得に係 る市民税の課税の特例)

第7条 昭和57年度から平成33年 度までの各年度分の個人の市民税に 限り、法附則第6条第4項に規定す る場合において、第36条の2第1 項の規定による申告書(その提出期 限後において市民税の納税通知書が 送達される時までに提出されたもの 及びその時までに提出された第36 条の3第1項の確定申告書を含む。 次項において同じ。) に肉用牛の売 却に係る租税特別措置法第25条第 1項に規定する事業所得の明細に関 する事項の記載があるとき(これら の申告書にその記載がないことにつ いてやむを得ない理由があると市長 が認めるときを含む。次項において 同じ。)は、当該事業所得に係る市 民税の所得割の額を免除する。

2 · 3 (略)

(宅地等に対して課する平成30年 度から平成32年度までの各年度分 の固定資産税の特例)

第8条 宅地等に係る平成30年度か|第8条 宅地等に係る平成30年度か

ら令和2年度までの各年度分の固定 資産税の額は、当該宅地等に係る当 該年度分の固定資産税額が、当該宅 地等の当該年度分の固定資産税に係 る前年度分の固定資産税の課税標準 額に、当該宅地等に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき 価格(当該宅地等が当該年度分の固 定資産税について法第349条の3 の2の規定の適用を受ける宅地等で あるときは、当該価格に同条に定め る率を乗じて得た額。以下この条に おいて同じ。)に100分の5を乗 じて得た額を加算した額(当該宅地 等が当該年度分の固定資産税につい て法第349条の3又は附則第15 条から第15条の3までの規定の適 用を受ける宅地等であるときは、当 該額にこれらの規定に定める率を乗 じて得た額)を当該宅地等に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準と なるべき額とした場合における固定 資産税額(以下「宅地等調整固定資 産税額」という。)を超える場合に は、当該宅地等調整固定資産税額と する。

ら平成32年度までの各年度分の固 定資産税の額は、当該宅地等に係る 当該年度分の固定資産税額が、当該 宅地等の当該年度分の固定資産税に 係る前年度分の固定資産税の課税標 準額に、当該宅地等に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべ き価格(当該宅地等が当該年度分の 固定資産税について法第349条の 3の2の規定の適用を受ける宅地等 であるときは、当該価格に同条に定 める率を乗じて得た額。以下この条 において同じ。) に100分の5を 乗じて得た額を加算した額(当該宅 地等が当該年度分の固定資産税につ いて法第349条の3又は法附則第 15条から第15条の3までの規定 の適用を受ける宅地等であるとき は、当該額にこれらの規定に定める 率を乗じて得た額)を当該宅地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税 標準となるべき額とした場合におけ る固定資産税額(以下「宅地等調整 固定資産税額」という。)を超える 場合には、当該宅地等調整固定資産 税額とする。

 した場合における固定資産税額を超 える場合には、同項の規定にかかわ らず、当該固定資産税額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地 等に係る平成30年度から令和2年 度までの各年度分の宅地等調整固定 資産税額は、当該宅地等調整固定資 産税額が、当該宅地等に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となる べき価格に10分の2を乗じて得た 額(当該宅地等が当該年度分の固定 資産税について法第349条の3又 は附則第15条から第15条の3ま での規定の適用を受ける宅地等であ るときは、当該額にこれらの規定に 定める率を乗じて得た額)を当該宅 地等に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき額とした場合 における固定資産税額に満たない場 合には、同項の規定にかかわらず、 当該固定資産税額とする。
- 商業地等のうち当該商業地等の当 該年度の負担水準が0.6以上0.7 以下のものに係る平成30年度から 令和2年度までの各年度分の固定資 産税の額は、第1項の規定にかかわ らず、当該商業地等の当該年度分の 固定資産税に係る前年度分の固定資 産税の課税標準額(当該商業地等が 当該年度分の固定資産税について法 第349条の3<u>又は</u>附則第15条か ら第15条の3までの規定の適用を 受ける商業地等であるときは、前年 度分の固定資産税の課税標準額にこ れらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべ き額とした場合における固定資産税 額(以下「商業地等据置固定資産税 額」という。)とする。

- き額とした場合における固定資産税 額を超える場合には、同項の規定に かかわらず、当該固定資産税額とす る。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地 等に係る平成30年度から平成32 年度までの各年度分の宅地等調整固 定資産税額は、当該宅地等調整固定 資産税額が、当該宅地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準とな るべき価格に10分の2を乗じて得 た額(当該宅地等が当該年度分の固 定資産税について法第349条の3 又は法附則第15条から第15条の 3までの規定の適用を受ける宅地等 であるときは、当該額にこれらの規 定に定める率を乗じて得た額)を当 該宅地等に係る当該年度分の固定資 産税の課税標準となるべき額とした 場合における固定資産税額に満たな い場合には、同項の規定にかかわら ず、当該固定資産税額とする。
- 商業地等のうち当該商業地等の当 該年度の負担水準が0.6以上0.7 以下のものに係る平成30年度から 平成32年度までの各年度分の固定 資産税の額は、第1項の規定にかか わらず、当該商業地等の当該年度分 の固定資産税に係る前年度分の固定 資産税の課税標準額(当該商業地等 が当該年度分の固定資産税について 法第349条の3<u>又は法</u>附則第15 条から第15条の3までの規定の適 用を受ける商業地等であるときは、 前年度分の固定資産税の課税標準額 にこれらの規定に定める率を乗じて 得た額)を当該商業地等に係る当該 年度分の固定資産税の課税標準とな るべき額とした場合における固定資 産税額(以下「商業地等据置固定資 産税額」という。)とする。

商業地等のうち当該商業地等の当 該年度の負担水準が 0.7を超える ものに係る平成30年度から令和2 年度までの各年度分の固定資産税の 額は、第1項の規定にかかわらず、 当該商業地等に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき価格 に10分の7を乗じて得た額(当該 商業地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3又は附則 第15条から第15条の3までの規 定の適用を受ける商業地等であると きは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該商業地 等に係る当該年度分の固定資産税の 課税標準となるべき額とした場合に おける固定資産税額(以下「商業地 等調整固定資産税額」という。)と する。

(農地に対して課する平成30年度 から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固 定資産税の特例)

第9条 農地に係る平成30年度から 令和2年度までの各年度分の固定資 産税の額は、当該農地に係る当該年 度分の固定資産税額が、当該農地に 係る当該年度分の固定資産税に係る 前年度分の固定資産税の課税標準額 (当該農地が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は附 則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける農地であるとき は、当該課税標準額にこれらの規定 に定める率を乗じて得た額)に、当 該農地の当該年度の次の表の左欄に 掲げる負担水準の区分に応じ、同表 の右欄に掲げる負担調整率を乗じて 得た額を当該農地に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき 額とした場合における固定資産税額 (以下「農地調整固定資産税額」と

商業地等のうち当該商業地等の当 該年度の負担水準が0.7を超える ものに係る平成30年度から平成32 年度までの各年度分の固定資産税の 額は、第1項の規定にかかわらず、 当該商業地等に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき価格 に10分の7を乗じて得た額(当該 商業地等が当該年度分の固定資産税 について法第349条の3又は法附 則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける商業地等である ときは、当該額にこれらの規定に定 める率を乗じて得た額)を当該商業 地等に係る当該年度分の固定資産税 の課税標準となるべき額とした場合 における固定資産税額(以下「商業 地等調整固定資産税額」という。) とする。

(農地に対して課する平成30年度 から<u>平成32年度</u>までの各年度分の 固定資産税の特例)

第9条 農地に係る平成30年度から 平成32年度までの各年度分の固定 資産税の額は、当該農地に係る当該 年度分の固定資産税額が、当該農地 に係る当該年度分の固定資産税に係 る前年度分の固定資産税の課税標準 額(当該農地が当該年度分の固定資 産税について法第349条の3又は 法附則第15条から第15条の3ま での規定の適用を受ける農地である ときは、当該課税標準額にこれらの 規定に定める率を乗じて得た額) に、当該農地の当該年度の次の表の 左欄に掲げる負担水準の区分に応 じ、同表の右欄に掲げる負担調整率 を乗じて得た額を当該農地に係る当 該年度分の固定資産税の課税標準と なるべき額とした場合における固定 資産税額(以下「農地調整固定資産 いう。)を超える場合には、当該農 地調整固定資産税額とする。

表 (略)

- 第9条の3 市街化区域農地に係る平 成30年度から令和2年度までの各 年度分の固定資産税の額は、前条の 規定により算定した当該市街化区域 農地に係る当該年度分の固定資産税 額が、当該市街化区域農地の当該年 度分の固定資産税に係る前年度分の 固定資産税の課税標準額に、当該市 街化区域農地に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき価格 の3分の1の額に100分の5を乗 じて得た額を加算した額(当該市街 化区域農地が当該年度分の固定資産 税について法第349条の3又は附 則第15条から第15条の3までの 規定の適用を受ける市街化区域農地 であるときは、当該額にこれらの規 定に定める率を乗じて得た額)を当 該市街化区域農地に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき 額とした場合における固定資産税額 (以下「市街化区域農地調整固定資 産税額」という。)を超える場合に は、当該市街化区域農地調整固定資 産税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける市街化 区域農地に係る平成30年度市街化 五2年度までの各年度分のは、 新選を選びでの各年度の名年度の名年度の名年度の名年度の名を産税額は、 強農地調整固定係る当該が、度の 当該中街での課税に10分域の き乗じて場合のののでである。 を乗びるののでである。 を乗びるののでである。 を乗びるののでである。 を乗びるののでは、 といるのでは、 といるのでは、 を乗びるののでは、 といるのでは、 を乗びるののでは、 を乗びるのののでは、 を乗びるのののできた。 を乗びるののでは、 を乗びるのののでは、 を乗びるのののでは、 を乗びるのののでは、 を乗びるののの、 を乗びるののの。 を乗びるののの、 を乗びるのの、 を乗びるののの、 を乗びるののの、 を乗びるののの、 を乗びるのの、 をを乗びるのの、 ををするのの、 ををまるのの。 ををまるのの。 ををするのの。 をもののの。 をものの。 をもののの。 をものの。 をもののの。 をもののの。 をもののの。 をものの。 をものの。 をもののの。 をものの。 をもののの。 をもののの。 をものののののの。 をもののののの。 をものののののの。 をもののの。 をもののの。 をもののののの。 をものののの。 をもののの。 をもののの。 をものののの。 をものののの。 をもののの。 をもののの。 をもののの。 をもののの。 をもののののの。 をもののの。 をもののののの。 をものののの。 をものののの。 をもののの。 をもののの。 をもののの。 をもののの。 をものののの。 をものののの。 をもの

税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表 (略)

- 第9条の3 市街化区域農地に係る平 成30年度から平成32年度までの 各年度分の固定資産税の額は、前条 の規定により算定した当該市街化区 域農地に係る当該年度分の固定資産 税額が、当該市街化区域農地の当該 年度分の固定資産税に係る前年度分 の固定資産税の課税標準額に、当該 市街化区域農地に係る当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき価 格の3分の1の額に100分の5を 乗じて得た額を加算した額(当該市 街化区域農地が当該年度分の固定資 産税について法第349条の3又は 法附則第15条から第15条の3ま での規定の適用を受ける市街化区域 農地であるときは、当該額にこれら の規定に定める率を乗じて得た額) を当該市街化区域農地に係る当該年 度分の固定資産税の課税標準となる べき額とした場合における固定資産 税額(以下「市街化区域農地調整固 定資産税額」という。)を超える場 合には、当該市街化区域農地調整固 定資産税額とする。

用を受ける市街化区域農地であると きは、当該額にこれらの規定に定め る率を乗じて得た額)を当該市街定 を当該年度分の固定と を強しに係る当該年度分の固定と 産税の課税標準となるでき額とした 場合における固定資産税額に満わら ず、当該固定資産税額とする。

(土地に対して課する平成30年度 から<u>令和2年度</u>までの各年度分の固 定資産税の特例に関する用語の意 義)

第10条 (略)

(平成31年度又は<u>令和2年度</u>における土地の価格の特例)

- 第10条の2 市の区域内の自然的及 び社会的条件からみて類似の利用価 値を有すると認められる地域におい て地価が下落し、かつ、市長が土地 の修正前の価格(法附則第17条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格を いう。)を当該年度分の固定資産税 の課税標準とすることが固定資産税 の課税上著しく均衡を失すると認め る場合における当該土地に対して課 する固定資産税の課税標準は、第61 条の規定にかかわらず、平成31年 度分又は令和2年度分の固定資産税 に限り、当該土地の修正価格(法附 則第17条の2第1項に規定する修 正価格をいう。)で土地課税台帳等 に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定 する令和元年度適用土地又は令和元 年度類似適用土地であって、令和2 年度分の固定資産税について前項の 規定の適用を受けないこととなるも のに対して課する同年度分の固定資 産税の課税標準は、第61条の規定 にかかわらず、修正された価格(法

定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該 市街化区域農地に係る当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき とした場合における固定資産税額に 満たない場合には、同項の規定にか かわらず、当該固定資産税額とする。

(土地に対して課する平成30年度 から<u>平成32年度</u>までの各年度分の 固定資産税の特例に関する用語の意 義)

第10条 (略)

(平成31年度又は<u>平成32年度</u>に おける土地の価格の特例)

- 第10条の2 市の区域内の自然的及 び社会的条件からみて類似の利用価 値を有すると認められる地域におい て地価が下落し、かつ、市長が土地 の修正前の価格 (法附則第17条の 2 第 1 項に規定する修正前の価格を いう。)を当該年度分の固定資産税 の課税標準とすることが固定資産税 の課税上著しく均衡を失すると認め る場合における当該土地に対して課 する固定資産税の課税標準は、第61 条の規定にかかわらず、平成31年 度分又は平成32年度分の固定資産 税に限り、当該土地の修正価格(法 附則第17条の2第1項に規定する 修正価格をいう。)で土地課税台帳 等に登録されたものとする。
- 2 法附則第17条の2第2項に規定 する平成31年度適用土地又は平成 31年度類似適用土地であって、平 成32年度分の固定資産税について 前項の規定の適用を受けないことと なるものに対して課する同年度分の 固定資産税の課税標準は、第61条 の規定にかかわらず、修正された価

附則第17条の2第2項に規定する 修正された価格をいう。)で土地課 税台帳等に登録されたものとする。

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第12条 附則第8条第1項から第5 項までの規定の適用がある宅地等 (附則第10条第2号に掲げる宅地 等をいうものとし、法第349条の 3、第349条の3の2又は附則第 15条から附則第15条の3までの 規定の適用がある宅地等を除く。) に対して課する平成30年度から令 和2年度までの各年度分の特別土地 保有税については、第109条第1 号及び第112条の5中「当該年度 分の固定資産税の課税標準となるべ き価格」とあるのは「当該年度分の 固定資産税に係る附則第8条第1項 から第5項までに規定する課税標準 となるべき額」とする。
- 2 法附則第11条の5第1項に規定 する宅地評価土地の取得のうち平成 18年1月1日から令和3年3月31 日までの間にされたものに対して課 する特別土地保有税については、第 109条第2号中「不動産取得税の 課税標準となるべき価格」とあるの は「不動産取得税の課税標準となる べき価格(法附則第11条の5第1 項の規定の適用がないものとした場 合における課税標準となるべき価格 をいう。)に2分の1を乗じて得た 額」とし、「令第54条の38第1 項に規定する価格」とあるのは「令 第54条の38第1項に規定する価 格「法附則第11条の5第1項の規 定の適用がないものとした場合にお ける価格をいう。)に2分の1を乗 じて得た額」とする。

3~5 (略)

格(法附則第17条の2第2項に規 定する修正された価格をいう。)で 土地課税台帳等に登録されたものと する。

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第12条 附則第8条第1項から第5 項までの規定の適用がある宅地等 (附則第10条第2号に掲げる宅地 等をいうものとし、法第349条の 3、第349条の3の2又は法附則 第15条から附則第15条の3まで の規定の適用がある宅地等を除 く。) に対して課する平成30年度 から平成32年度までの各年度分の 特別土地保有税については、第109 条第1号及び第112条の5中「当 該年度分の固定資産税の課税標準と なるべき価格」とあるのは「当該年 度分の固定資産税に係る附則第8条 第1項から第5項までに規定する課 税標準となるべき額」とする。
 - 法附則第11条の5第1項に規定 する宅地評価土地の取得のうち平成 18年1月1日から平成33年3月 31日までの間にされたものに対し て課する特別土地保有税について は、第109条第2号中「不動産取 得税の課税標準となるべき価格」と あるのは「不動産取得税の課税標準 となるべき価格(法附則第11条の 5 第 1 項の規定の適用がないものと した場合における課税標準となるべ き価格をいう。)に2分の1を乗じ て得た額」とし、「令第54条の38 第1項に規定する価格」とあるのは 「令第54条の38第1項に規定す る価格「法附則第11条の5第1項 の規定の適用がないものとした場合 における価格をいう。) に2分の1 を乗じて得た額」とする。

3~5 (略)

(読替規定)

第13条 法附則第15条から第15 条の3の2までの規定の適用がある 各年度分の固定資産税に限り、第61 条第8項中「又は第349条の3の 4から第349条の5まで」とある のは、「若しくは第349条の3の 4 から第349条の5まで又は附則 第15条から第15条の3の2ま で」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の 条例で定める割合)

第13条の2 (略)

- 2 法附則第15条第2項第5号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、4分の3とする。
- <u>3</u> (略)

4 (略)

- 5 法附則第15条第26項に規定す る市町村の条例で定める割合は、2 分の1とする。
- <u>6</u> 法<u>附則第15条第27項第1号</u>に 規定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第27項第2号に 規定する市町村の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条第27項第3号に 規定する市町村の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第28項第1号に 規定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 10 法附則第15条第28項第2号 に規定する市町村の条例で定める割 合は、2分の1とする。

(読替規定)

第13条 法附則第15条から第15 条の3の2までの規定の適用がある 各年度分の固定資産税に限り、第61 条第8項中「又は第349条の3の 4から第349条の5まで」とある のは、「若しくは第349条の3の 4 から第349条の5まで又は法附 則第15条から第15条の3の2ま で」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の 条例で定める割合)

第13条の2 (略)

- 2 法附則第15条第2項第2号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- 3 法附則第15条第2項第6号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、4分の3とする。
- <u>4</u> (略)
- 5 (略)
- 6 法附則第15条第29項に規定す る市町村の条例で定める割合は、2 分の1とする。
- 7 法附則第15条第30項第1号に 規定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 8 法附則第15条第30項第2号に 規定する市町村の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- 9 法附則第15条第30項第3号に 規定する市町村の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第31項第1号 に規定する市町村の条例で定める割 合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第31項第2号 に規定する市町村の条例で定める割 合は、2分の1とする。
- <u>11</u> 法附則第15条第30項第1号 <u>12</u> 法附則第15条第33項第1号

- イに規定する設備について同号に規| 定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第30項第1号 ロに規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第30項第1号 <u>ハ</u>に規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第30項第1号 ニに規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第30項第2号 イに規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第30項第2号 ロに規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、4分の3とする。
- 17 法附則第15条第30項第2号 <u>ハに規定する設備について同号に規</u> 定する市町村の条例で定める割合 は、4分の3とする。
- 18 法附則第15条第30項第3号 イに規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- 19 法附則第15条第30項第3号 ロに規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、2分の1とする。

- イに規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第33項第1号 ロに規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第33項第1号 ハに規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 15 法附則第15条第33項第1号 ニに規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 16 法附則第15条第33項第1号 ホに規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、3分の2とする。
- 17 法附則第15条第33項第2号 イに規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、4分の3とする。
- 18 法附則第15条第33項第2号 ロに規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、4分の3とする。
- | <u>1 9</u> 法<u>附則第15条第33項第3号</u> イに規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第33項第3号 ロに規定する設備について同号に規 定する市町村の条例で定める割合 は、2分の1とする。
- 20 法附則第15条第30項第3号 21 法附則第15条第33項第3号

<u>ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

- 21 法附則第15条第34項に規定 する市町村の条例で定める割合は、 3分の2とする。
- 22 法<u>附則第15条第38項</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は、 2分の1とする。
- 23 法附則第15条第39項に規定 する市町村の条例で定める割合は、 3分の2とする。
- 24 法<u>附則第15条第41項</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は、 0とする。
- 25 法附則第15条第47項に規定 する市町村の条例で定める割合は、 3分の2とする。
- 26 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課 税)

第17条の2 法第451条第1項第 1号(同条第4項においる3輪用 場合を含む。)に掲げる3輪以上の記憶を含む。 軽自動車(自家用の記憶を)にはの本のににおり、にの軽自動車のでは、 が今月30日までの間(附則第17条の6第3項においたときかりに行われたときかりに行われたときかりにあり、ずるのののでは、 80条第1項の規定性能割を課めて、 軽自動車税の環境性能割を課い。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第18条 (略)

- <u>ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
- 22 法<u>附則第15条第38項</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は、 3分の2とする。
- 23法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。
- 24 法<u>附則第15条第44項</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は、 2分の1とする。
- 25 法<u>附則第15条第45項</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は、 3分の2とする。
- 26 法<u>附則第15条第47項</u>に規定 する市町村の条例で定める割合は、 0とする。

27 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第17条の2 法第451条第1項第 1号(同条第4項においる3輪以上の電子では、 報自動車(自家用のもの)にはが を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車のでは、 は、当該3輪以上の軽自動車のは32 年9月30日までの間(附則第17 条の6第3項において「特定限別を という。)に行われたときか期間 という。)に行われたときかままる。 第80条第1項の規定にかります、 が、軽自動車税の環境性能割を ず、 ない。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第18条 (略)

表 (略)

3 法附則第30条第3項第1号及び 第2号に掲げる法第446条第1項 第3号に規定するガソリン軽自動車 (以下この項及び次項において「ガ ソリン軽自動車」という。)のうち 3輪以上のものに対する第82条の 規定の適用については、当該ガソリ ン軽自動車が平成31年4月1日か ら令和2年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には令 和2年度分の軽自動車税の種別割に 限り、当該ガソリン軽自動車が令和 2年4月1日から令和3年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には<u>令和3年度分</u>の軽自動 車税の種別割に限り、次の表の左欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句とする。

表 (略)

4 法附則第30条第4項第1号及び 第2号に掲げるガソリン軽自動車の うち3輪以上のもの(前項の規定の 適用を受けるものを除く。)に対す る第82条の規定の適用について

表 (略)

3 法附則第30条第3項第1号及び 第2号に掲げる法第446条第1項 第3号に規定するガソリン軽自動車 (以下この項及び次項において「ガ ソリン軽自動車」という。) のうち 3輪以上のものに対する第82条の 規定の適用については、当該ガソリ ン軽自動車が平成31年4月1日か ら平成32年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には 平成32年度分の軽自動車税の種別 割に限り、当該ガソリン軽自動車が 平成32年4月1日から平成33年 3月31日までの間に初回車両番号 指定を受けた場合には平成33年度 分の軽自動車税の種別割に限り、次 の表の左欄に掲げる同条の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ 同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

4 法附則第30条第4項第1号及び 第2号に掲げるガソリン軽自動車の うち3輪以上のもの(前項の規定の 適用を受けるものを除く。)に対す る第82条の規定の適用について

は、当該ガソリン軽自動車が平成31 年4月1日から令和2年3月31日 までの間に初回車両番号指定を受け た場合には令和2年度分の軽自動車 税の種別割に限り、当該ガソリン軽 自動車が令和2年4月1日から令和 3年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には令和3年 度分の軽自動車税の種別割に限り、 次の表の左欄に掲げる同条の規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地 等を譲渡した場合の長期譲渡所得に 係る市民税の課税の特例)

第19条の2 昭和63年度から令和 5年度までの各年度分の個人の市民 税に限り、所得割の納税義務者が前 年中に前条第1項に規定する譲渡所 得の基因となる土地等(租税特別措 置法第31条第1項に規定する土地 等をいう。以下この条において同 じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡 をいう。以下この条において同 じ。)をした場合において、当該譲 渡が優良住宅地等のための譲渡(法 附則第34条の2第1項に規定する 優良住宅地等のための譲渡をい う。)に該当するときにおける前条 第1項に規定する譲渡所得(次条の 規定の適用を受ける譲渡所得を除 く。次項において同じ。)に係る課 税長期譲渡所得金額に対して課する 市民税の所得割の額は、前条第1項 の規定にかかわらず、次の各号に掲 げる場合の区分に応じ、当該各号に 定める金額に相当する額とする。

 $(1) \cdot (2)$ (略)

は、当該ガソリン軽自動車が平成31 年4月1日から平成32年3月31 日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には平成32年度分の軽自 動車税の種別割に限り、当該ガソリ ン軽自動車が平成32年4月1日か ら平成33年3月31日までの間に 初回車両番号指定を受けた場合には 平成33年度分の軽自動車税の種別 割に限り、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

表 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地 等を譲渡した場合の長期譲渡所得に 係る市民税の課税の特例)

第19条の2 昭和63年度から平成 32年度までの各年度分の個人の市 民税に限り、所得割の納税義務者が 前年中に前条第1項に規定する譲渡 所得の基因となる土地等(租税特別 措置法第31条第1項に規定する土 地等をいう。以下この条において同 じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡 をいう。以下この条において同 じ。)をした場合において、当該譲 渡が優良住宅地等のための譲渡(法 附則第34条の2第1項に規定する 優良住宅地等のための譲渡をい う。)に該当するときにおける前条 第1項に規定する譲渡所得(次条の 規定の適用を受ける譲渡所得を除 く。次項において同じ。)に係る課 税長期譲渡所得金額に対して課する 市民税の所得割の額は、前条第1項 の規定にかかわらず、次の各号に掲 げる場合の区分に応じ、当該各号に 定める金額に相当する額とする。

 $(1) \cdot (2)$ (略)

前項の規定は、昭和63年度から 2 前項の規定は、昭和63年度から

令和5年度までの各年度分の個人の 市民税に限り、所得割の納税義務者 が前年中に前条第1項に規定する譲 渡所得の基因となる土地等の譲渡を した場合において、当該譲渡が確定 優良住宅地等予定地のための譲渡 (法附則第34条の2第5項に規定 する確定優良住宅地等予定地のため の譲渡をいう。以下この項において 同じ。) に該当するときにおける前 条第1項に規定する譲渡所得に係る 課税長期譲渡所得金額に対して課す る市民税の所得割について準用す る。この場合において、当該譲渡が 法附則第34条の2第10項の規定 に該当することとなるときは、当該 譲渡は確定優良住宅地等予定地のた めの譲渡ではなかったものとみな す。

3 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の 特例の適用を受けようとする者がす べき申告等)

第26条 (略)

2 法附則第56条第1項(同条第2 項において準用する場合を含む。) の規定の適用を受ける土地に係る平 成24年度から<u>令和3年度</u>までの各 年度分の固定資産税については、第 74条の規定は適用しない。

3 · 4 (略)

(個人の市民税の税率の特例等)

第27条 平成26年度から<u>令和5年</u> 度までの各年度分の個人の市民税に 限り、均等割の税率は、第31条第 1項の規定にかかわらず、同項に規 定する額に500円を加算した額と する。

平成32年度までの各年度分の個人 の市民税に限り、所得割の納税義務 者が前年中に前条第1項に規定する 譲渡所得の基因となる土地等の譲渡 をした場合において、当該譲渡が確 定優良住宅地等予定地のための譲渡 (法附則第34条の2第5項に規定 する確定優良住宅地等予定地のため の譲渡をいう。以下この項において 同じ。) に該当するときにおける前 条第1項に規定する譲渡所得に係る 課税長期譲渡所得金額に対して課す る市民税の所得割について準用す る。この場合において、当該譲渡が 法附則第34条の2第10項の規定 に該当することとなるときは、当該 譲渡は確定優良住宅地等予定地のた めの譲渡ではなかったものとみな す。

3 (略)

(東日本大震災に係る固定資産税の 特例の適用を受けようとする者がす べき申告等)

第26条 (略)

2 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る平成24年度から平成33年度までの各年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 · 4 (略)

(個人の市民税の税率の特例等)

第27条 平成26年度から<u>平成35</u> <u>年度</u>までの各年度分の個人の市民税 に限り、均等割の税率は、第31条 第1項の規定にかかわらず、同項に 規定する額に500円を加算した額 とする。

(羽生市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 羽生市税条例等の一部を改正する条例(平成31年条例第10 号)の一部を次のように改正する。

第3条中附則第18条の改正を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の税率の特 例)

第18条 法附則第30条第1項に規 | 第18条 法附則第30条1項に規定 定する3輪以上の軽自動車に対する 当該軽自動車が最初の法第444条 第3項に規定する車両番号の指定 (以下この条において「初回車両番 号指定」という。) を受けた月から 起算して14年を経過した月の属す る年度以後の年度分の軽自動車税の 種別割に係る第82条の規定の適用 については、当分の間、次の表の左 欄に掲げる同条の規定中同表の中欄 に掲げる字句は、それぞれ同表の右 欄に掲げる字句とする。

表 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 法附則第30条第2項第1号及び 第2号に掲げる3輪以上の軽自動車 のうち、自家用の乗用のものに対す る第82条の規定の適用について は、当該軽自動車が令和3年4月1 日から令和4年3月31日までの間 に初回車両番号指定を受けた場合に は令和4年度分の軽自動車税の種別 割に限り、当該軽自動車が令和4年 4月1日から令和5年3月31日ま での間に初回車両番号指定を受けた 場合には令和5年度分の軽自動車税 の種別割に限り、第2項の表の左欄 に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句とする。

附 則

(軽自動車税の種別割の税率の特 例)

する3輪以上の軽自動車に対する当 該軽自動車が最初の法第444条第 3項に規定する車両番号の指定(以 下この条において「初回車両番号指 定」という。)を受けた月から起算 して14年を経過した月の属する年 度以後の年度分の軽自動車税の種別 割に係る第82条の規定の適用につ いては、当分の間、次の表の左欄に 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句とする。

表 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」とい

- う。) については、次のとおりとする。
 - (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
 - (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
 - (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成31年4月 1日から施行する。ただし、次の各 号に掲げる規定は、当該各号に定め る日から施行する。
 - (1) 第1条中羽生市税条例第34 条の7の規定並びに同条例附則第 6条の4、第6条の5及び第6条 の6の規定並びに次条第2項から 第4項までの規定 <u>令和元年6月</u> 1日
 - (2) 第2条及び附則第3条の規定 <u>令和2年1月1日</u>
 - (3) 第3条及び附則第6条の規定 <u>令和3年4月1日</u>

(市民税に関する経過措置)

第2条 (略)

- 2 新条例第34条の7並びに附則第 6条の4及び第6条の6の規定は、 <u>令和2年度</u>以後の年度分の個人の市 民税について適用し、平成31年度 分までの個人の市民税については、 なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の7第1項及び附 則第6条の6の規定の適用について は、<u>令和2年度分</u>の個人の市民税に 限り、次の表の左欄に掲げる新条例 の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

改正前

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成31年4月 1日から施行する。ただし、次の各 号に掲げる規定は、当該各号に定め る日から施行する。
 - (1) 第1条中羽生市税条例第34条の7の規定並びに同条例附則第6条の4、第6条の5及び第6条の6の規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日
 - (2) 第2条及び附則第3条の規定定 平成32年1月1日
 - (3) 第3条及び附則第6条の規定 <u>平成33年4月1日</u>

(市民税に関する経過措置)

第2条 (略)

- 2 新条例第34条の7並びに附則第 6条の4及び第6条の6の規定は、 平成32年度以後の年度分の個人の 市民税について適用し、平成31年 度分までの個人の市民税について は、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の7第1項及び附 則第6条の6の規定の適用について は、<u>平成32年度分</u>の個人の市民税 に限り、次の表の左欄に掲げる新条 例の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

第 3 4 特 例 控 除 特 例 控 除 対 象 寄 条の7対象寄附附金又は同条第 第1項 凎 1項第1号に掲 げる寄附金(<u>令</u> 和 元 年 6 月 1 日 前に支出したも のに限る。) 附 則 第特 例 控 除 特 例 控 除 対 象 寄 6条の対象寄附附金又は法第 3 1 4 条 の 7 第 6 金 1項第1号に掲 げる寄附金(令 和元年6月1日 前に支出したも のに限る。) 送付 (略)

4 (略)

- 2 <u>2年新条例</u>第36条の3の2第1 項(第3号に係る部分に限る。)の 規定は、附則第1条第2号に掲げる 規定の施行の日以後に支払を受ける べき羽生市税条例第36条の2第1 項に規定する給与について提出する <u>2年新条例</u>第36条の3の2第1項 及び第2項に規定する申告書につい て適用する。
- 3 <u>2年新条例</u>第36条の3の3第1 項の規定は、附則第1条第2号に掲 げる規定の施行の日以後に支払を受

第 3 4 特 例 控 除 特 例 控 除 対 象 寄 条の7対象寄附附金又は同条第 第1項 金 1項第1号に掲 げる寄附金(平 成31年6月1 日前に支出した ものに限る。) 附 則 第特 例 控 除 特 例 控 除 対 象 寄 6条の対象寄附附金又は法第 3 1 4 条 の 7 第 6 金 1項第1号に掲 げる寄附金(平 成 3 1 年 6 月 1 日前に支出した ものに限る。) 送付 (略)

4 (略)

- 2 <u>32年新条例</u>第36条の3の2第 1項(第3号に係る部分に限る。) の規定は、附則第1条第2号に掲げ る規定の施行の日以後に支払を受け るべき羽生市税条例第36条の2第 1項に規定する給与について提出す る<u>32年新条例</u>第36条の3の2第 1項及び第2項に規定する申告書に ついて適用する。
- 3 <u>32年新条例</u>第36条の3の3第 1項の規定は、附則第1条第2号に 掲げる規定の施行の日以後に支払を

けるべき所得税法等の一部を改正す る法律(平成31年法律第6号)第 1条の規定による改正後の所得税法 (昭和40年法律第33号。以下 の項において「新所得税法」とと する公的年金等(新所得税法第203 条の7の規定の適用を受けるものを 除く。)について提出する2年新条 例第36条の3の3第1項に規定する の事告書について適用する。

第6条 第3条の規定による改正後の 羽生市税条例の規定は、<u>令和3年度</u> 以後の年度分の軽自動車税の種別割 について適用し、<u>令和2年度分</u>まで の軽自動車税の種別割については、 なお従前の例による。 受けるべき所得税法等の一部を改正 する法律(平成31年法律第6号) 第1条の規定による改正後の所得税 法(昭和40年法律第33号。以 にの項において「新所得税法」と う。)第203条の6第1項に規定 する公的年金等(新所得税法第203 条の7の規定の適用を受けるものを 除く。)について提出する32年新 条例第36条の3の3第1項に規定 する申告書について適用する。

第6条 第3条の規定による改正後の 羽生市税条例の規定は、<u>平成33年</u> 度以後の年度分の軽自動車税の種別 割について適用し、<u>平成32年度分</u> までの軽自動車税の種別割について は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の 羽生市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に 関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適 用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の 例による。
- 2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定す る給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書につ いて適用する。
- 3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1

項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に 関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用 し、平成31年度分までの固定資産税については、なお従前の例に よる。
- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定 資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、 なお従前の例による。
- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定 資産税について適用する。
- 4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び第7項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(羽生市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 羽生市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第20

号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」とい う。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

附 則

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 (略)

- 2 次の各号に掲げる期間内に、地方 税法第465条第1項に規定する売渡 渡し又は同条第2項に規定する売渡 し若しくは消費等が行われる紙巻た ばこ3級品に係る市たばこ税の税定 は、羽生市税条例第95条の規定に かかわらず、当該各号に定める税率 とする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 平成30年4月1日から<u>令</u> 和元年9月30日まで 1,000 本につき4,000円

$3 \sim 1 \ 2$ (略)

13 <u>令和元年10月1日</u>前に地方税 法第465条第1項に規定する売渡 し又は同条第2項に規定する売渡し 若しくは消費等が行われた紙巻ただ こ3級品を同日に販売のため販売業者等又は小売販売業者等又は小売販売の売業者がある場合に大り製造たばこ3級品を 12項の規定により製造たばこ3級品を 間日にこれらの者の製造たばこの製 改正前

附則

(市たばこ税に関する経過措置)

第5条 (略)

- 2 次の各号に掲げる期間内に、地方 税法第465条第1項に規定する売 渡し又は同条第2項に規定する売渡 し若しくは消費等が行われる紙巻た ばこ3級品に係る市たばこ税の税率 は、羽生市税条例第95条の規定に かかわらず、当該各号に定める税率 とする。
 - (1) (2) (略)
 - (3) 平成30年4月1日から<u>平</u> 成31年9月30日まで 1,000 本につき4,000円

$3 \sim 12$ (略)

造場から移出したものとみなして同 項の規定によりたばこ税を課される こととなるときは、これらの者が卸 売販売業者等として当該紙巻たばこ 3級品(これらの者が卸売販売業者 等である場合には市の区域内に所在 する貯蔵場所、これらの者が小売販 売業者である場合には市の区域内に 所在する当該紙巻たばこ3級品を直 接管理する営業所において所持され るものに限る。)を同日に小売販売 業者に売り渡したものとみなして、 市たばこ税を課する。この場合にお ける市たばこ税の課税標準は、当該 売り渡したものとみなされる紙巻た ばこ3級品の本数とし、当該市たば こ税の税率は、1,000本につき 1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定 は、前項の規定により市たばこ税を 課する場合について準用する。この 場合において、次の表の左欄に掲げ る規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句に読み替えるものとする。

第20条第	
7 2 3 7 7	
4 項	
平成28年令和	元年 1 0
5月2日 月31	且
第6項 平成28年令和2	2年3月
9月30日 31日	<u></u>
第7項の (略) (略)	
表以外の	
部分~第	
8 項	

造場から移出したものとみなして同 項の規定によりたばこ税を課される こととなるときは、これらの者が卸 売販売業者等として当該紙巻たばこ 3級品(これらの者が卸売販売業者 等である場合には市の区域内に所在 する貯蔵場所、これらの者が小売販 売業者である場合には市の区域内に 所在する当該紙巻たばこ3級品を直 接管理する営業所において所持され るものに限る。)を同日に小売販売 業者に売り渡したものとみなして、 市たばこ税を課する。この場合にお ける市たばこ税の課税標準は、当該 売り渡したものとみなされる紙巻た ばこ3級品の本数とし、当該市たば こ税の税率は、1,000本につき 1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定 は、前項の規定により市たばこ税を 課する場合について準用する。この 場合において、次の表の左欄に掲げ る規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句に読み替えるものとする。

第 5 項	前马	頁	•	附	則	(1	略))				
	第 2	2 ()	条	第							
	4 I	頁										
	平月	戈 2	2	8	年	平,	成	3	1	年	1	0
	5 J	1 2	2	日		月	3	1	日			
第 6 項	平月	戈 2	2	8	年	平	成	3	2	年	3	月
	9 J	∄ 3	3	0	日	3	1	日				
第7項の	(田	各)				()	略))				
表以外の												
部分~第												
8 項												

第5条 羽生市税条例等の一部を改正する条例 (平成30年条例第18 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては

「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

附 則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成30年4月 1日から施行する。ただし、次の各 号に掲げる改正又は規定は、当該各 号に定める日から施行する。
 - (1)~(3)(略)
 - (4) 第2条中羽生市税条例第94 条第3項の改正 <u>令和元年10月</u> 1日
 - (5) 第1条中羽生市税条例第23 条第1項及び第3項並びに第48 条第1項の改正並びに同条に第10 項から第17項までを加える改正 並びに次条第4項の規定 <u>今和2</u> 年4月1日
 - (6) 第3条並びに附則第7条及 び第8条の規定 <u>令和2年10月</u> 1日
 - (7) 第1条中羽生市税条例第24 条第1項第2号の改正、同条第2 項の改正並びに同条例第34条の 2及び第34条の6の改正並びに 同条例附則第5条の改正並びに次 条第2項の規定 今和3年1月1 日
 - (8) 第4条並びに附則第9条及 び第10条の規定 <u>令和3年10</u> 月1日
 - (9) 第5条の規定 令和4年10

改正前

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、平成30年4月 1日から施行する。ただし、次の各 号に掲げる改正又は規定は、当該各 号に定める日から施行する。
 - $(1) \sim (3)$ (略)
 - (4) 第2条中羽生市税条例第94 条第3項の改正 <u>平成31年10</u> 月1日
 - (5) 第1条中羽生市税条例第23 条第1項及び第3項並びに第48 条第1項の改正並びに同条に第10 項から第17項までを加える改正 並びに次条第4項の規定 <u>平成32</u> 年4月1日
 - (6) 第3条並びに附則第7条及 び第8条の規定 <u>平成32年10</u> 月1日
 - (7) 第1条中羽生市税条例第24 条第1項第2号の改正、同条第2 項の改正並びに同条例第34条の 2及び第34条の6の改正並びに 同条例附則第5条の改正並びに次 条第2項の規定 平成33年1月 1日
 - (8) 第4条並びに附則第9条及 び第10条の規定 <u>平成33年10</u> 月1日
 - (9) 第5条の規定 平成34年

月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2 前条第7号に掲げる規定による改 正後の羽生市税条例の規定中個人の 市民税に関する部分は、<u>令和3年度</u> 以後の年度分の個人の市民税につい て適用し、<u>令和2年度分</u>までの個人 の市民税については、なお従前の例 による。

3 · 4 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第8条 令和2年10月1日前に売渡 し等が行われた製造たばこを同日に 販売のため所持する卸売販売業者等 又は小売販売業者がある場合におい て、これらの者が所得税法等改正法 附則第51条第9項の規定により製 造たばこの製造者として当該製造た ばこを同日にこれらの者の製造たば この製造場から移出したものとみな して同項の規定によりたばこ税を課 されることとなるときは、これらの 者が卸売販売業者等として当該製造 たばこ(これらの者が卸売販売業者 等である場合には市の区域内に所在 する貯蔵場所、これらの者が小売販 売業者である場合には市の区域内に 所在する当該製造たばこを直接管理 する営業所において所持されるもの に限る。)を同日に小売販売業者に 売り渡したものとみなして、市たば こ税を課する。この場合における市 たばこ税の課税標準は、当該売り渡 したものとみなされる製造たばこの 本数とし、当該市たばこ税の税率 は、1,000本につき430円と
- 2 前項に規定する者は、同項に規定 する貯蔵場所又は小売販売業者の営

10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 (略)

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の羽生市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、<u>平成33年</u>度以後の年度分の個人の市民税について適用し、<u>平成32年度分</u>までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 • 4 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第8条 平成32年10月1日前に売 渡し等が行われた製造たばこを同日 に販売のため所持する卸売販売業者 等又は小売販売業者がある場合にお いて、これらの者が所得税法等改正 法附則第51条第9項の規定により 製造たばこの製造者として当該製造 たばこを同日にこれらの者の製造た ばこの製造場から移出したものとみ なして同項の規定によりたばこ税を 課されることとなるときは、これら の者が卸売販売業者等として当該製 造たばこ(これらの者が卸売販売業 者等である場合には市の区域内に所 在する貯蔵場所、これらの者が小売 販売業者である場合には市の区域内 に所在する当該製造たばこを直接管 理する営業所において所持されるも のに限る。)を同日に小売販売業者 に売り渡したものとみなして、市た ばこ税を課する。この場合における 市たばこ税の課税標準は、当該売り 渡したものとみなされる製造たばこ の本数とし、当該市たばこ税の税率 は、1,000本につき430円と する。
- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営

業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を令和2年11月2日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、<u>令和3年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則 第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

表 (略)

2年新条例第99条の規定は、販 売契約の解除その他やむを得ない理 由により、市の区域内に営業所の所 在する小売販売業者に売り渡した製 造たばこのうち、第1項の規定によ り市たばこ税を課された、又は課さ れるべきものの返還を受けた卸売販 売業者等について準用する。この場 合において、当該卸売販売業者等 は、施行規則第16条の2の5又は 第16条の4の規定により、これら の規定に規定する申告書に添付すべ き施行規則第16号の5様式による 書類中返還の理由及びその他参考と なるべき事項欄に、当該控除又は還 付を受けようとする製造たばこにつ 業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。)別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を 課する場合には、前3項に規定に規定を もののほか、第3条の規定にの現 正後の羽生市税条例(以下この例」 び次項において「32年新条例の び次の。第19条の2を がう。第19条の2を 第101条の規定を適用する。 場合においての 場合においての 場合においての 場合においての 場合においての 場合において る32年新条例 に掲げる字句は、 に掲げる字句とする。

表 (略)

5 32年新条例第99条の規定は、 販売契約の解除その他やむを得ない 理由により、市の区域内に営業所の 所在する小売販売業者に売り渡した 製造たばこのうち、第1項の規定に より市たばこ税を課された、又は課 されるべきものの返還を受けた卸売 販売業者等について準用する。この 場合において、当該卸売販売業者等 は、施行規則第16条の2の5又は 第16条の4の規定により、これら の規定に規定する申告書に添付すべ き施行規則第16号の5様式による 書類中返還の理由及びその他参考と なるべき事項欄に、当該控除又は還 付を受けようとする製造たばこにつ いて第1項の規定により市たばこ税 が課された、又は課されるべきであ った旨を証するに足りる書類に基づ いて、当該返還に係る製造たばこの 品目ごとの本数を記載した上で同様 式による書類をこれらの申告書に添 付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第10条 令和3年10月1日前に売 渡し等が行われた製造たばこを同日 に販売のため所持する卸売販売業者 等又は小売販売業者がある場合にお いて、これらの者が所得税法等改正 法附則第51条第11項の規定によ り製造たばこの製造者として当該製 造たばこを同日にこれらの者の製造 たばこの製造場から移出したものと みなして同項の規定によりたばこ税 を課されることとなるときは、これ らの者が卸売販売業者等として当該 製造たばこ(これらの者が卸売販売 業者等である場合には市の区域内に 所在する貯蔵場所、これらの者が小 売販売業者である場合には市の区域 内に所在する当該製造たばこを直接 管理する営業所において所持される ものに限る。)を同日に小売販売業 者に売り渡したものとみなして、市 たばこ税を課する。この場合におけ る市たばこ税の課税標準は、当該売 り渡したものとみなされる製造たば この本数とし、当該市たばこ税の税 率は、1,000本につき430円 とする。
- 前項に規定する者は、同項に規定 する貯蔵場所又は小売販売業者の営 業所ごとに、平成30年改正規則別 記第2号様式による申告書を令和3 年11月1日までに市長に提出しな ければならない。

いて第1項の規定により市たばこ税 が課された、又は課されるべきであ った旨を証するに足りる書類に基づ いて、当該返還に係る製造たばこの 品目ごとの本数を記載した上で同様 式による書類をこれらの申告書に添 付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税)

- 第10条 平成33年10月1日前に 売渡し等が行われた製造たばこを同 日に販売のため所持する卸売販売業 者等又は小売販売業者がある場合に おいて、これらの者が所得税法等改 正法附則第51条第11項の規定に より製造たばこの製造者として当該 製造たばこを同日にこれらの者の製 造たばこの製造場から移出したもの とみなして同項の規定によりたばこ 税を課されることとなるときは、こ れらの者が卸売販売業者等として当 該製造たばこ(これらの者が卸売販 売業者等である場合には市の区域内 に所在する貯蔵場所、これらの者が 小売販売業者である場合には市の区 域内に所在する当該製造たばこを直 接管理する営業所において所持され るものに限る。)を同日に小売販売 業者に売り渡したものとみなして、 市たばこ税を課する。この場合にお ける市たばこ税の課税標準は、当該 売り渡したものとみなされる製造た ばこの本数とし、当該市たばこ税の 税率は、1,000本につき430 円とする。
- 前項に規定する者は、同項に規定 する貯蔵場所又は小売販売業者の営 業所ごとに、平成30年改正規則別 記第2号様式による申告書を平成33 年11月1日までに市長に提出しな ければならない。
- 前項の規定による申告書を提出し 3 前項の規定による申告書を提出し

た者は、<u>令和4年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則 第34号の2の5様式による納付書 によって納付しなければならない。

表 (略)

3年新条例第99条の規定は、販 売契約の解除その他やむを得ない理 由により、市の区域内に営業所の所 在する小売販売業者に売り渡した製 造たばこのうち、第1項の規定によ り市たばこ税を課された、又は課さ れるべきものの返還を受けた卸売販 売業者等について準用する。この場 合において、当該卸売販売業者等 は、施行規則第16条の2の5又は 第16条の4の規定により、これら の規定に規定する申告書に添付すべ き施行規則第16号の5様式による 書類中返還の理由及びその他参考と なるべき事項欄に、当該控除又は還 付を受けようとする製造たばこにつ いて第1項の規定により市たばこ税 が課された、又は課されるべきであ った旨を証するに足りる書類に基づ いて、当該返還に係る製造たばこの 品目ごとの本数を記載した上で同様 式による書類をこれらの申告書に添 付しなければならない。

た者は、<u>平成34年3月31日</u>までに、その申告に係る税金を施行規則 第34号の2の5様式による納付書 によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を 課する場合には、前3項に規定に規定を もののほか、第4条の規定にの現 正後の羽生市税条例(以下3条例) び次の羽生市税条例を第98条第4 で次う。第19条の2を がう。第19条の2を がある。第101条の規定を 第101条の規定を 第101条の 第101条。 第101条。

表 (略)

33年新条例第99条の規定は、 販売契約の解除その他やむを得ない 理由により、市の区域内に営業所の 所在する小売販売業者に売り渡した 製造たばこのうち、第1項の規定に より市たばこ税を課された、又は課 されるべきものの返還を受けた卸売 販売業者等について準用する。この 場合において、当該卸売販売業者等 は、施行規則第16条の2の5又は 第16条の4の規定により、これら の規定に規定する申告書に添付すべ き施行規則第16号の5様式による 書類中返還の理由及びその他参考と なるべき事項欄に、当該控除又は還 付を受けようとする製造たばこにつ いて第1項の規定により市たばこ税 が課された、又は課されるべきであ った旨を証するに足りる書類に基づ いて、当該返還に係る製造たばこの 品目ごとの本数を記載した上で同様 式による書類をこれらの申告書に添 付しなければならない。

第 6 条 羽生市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第29 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては 「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」とい う。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在すると きは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2)改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3)改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月 1日から施行する。ただし、第3条 及び第4条の規定は、公布の日から 施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の 羽生市税条例(以下「令和元年新条 例」という。)第34条の4の規定 は、この条例の施行の日以後に開始 する事業年度分の法人の市民税及び 同日以後に開始する連結事業年度分 の法人の市民税について適用し、同 日前に開始した事業年度分の法人の 市民税及び同日前に開始した連結事 業年度分の法人の市民税について は、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年新条例の規定中軽自 動車税の環境性能割に関する部分 は、この条例の施行の日以後に取得 された3輪以上の軽自動車に対して 課する軽自動車税の環境性能割につ いて適用する。

改 正 前

則 附

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年10 月1日から施行する。ただし、第3 条及び第4条の規定は、公布の日か ら施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の 羽生市税条例(以下「平成31年新 条例」という。)第34条の4の規 定は、この条例の施行の日以後に開 始する事業年度分の法人の市民税及 び同日以後に開始する連結事業年度 分の法人の市民税について適用し、 同日前に開始した事業年度分の法人 の市民税及び同日前に開始した連結 事業年度分の法人の市民税について は、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 平成31年新条例の規定中軽 自動車税の環境性能割に関する部分 は、この条例の施行の日以後に取得 された3輪以上の軽自動車に対して 課する軽自動車税の環境性能割につ いて適用する。

第4条 <u>今和元年新条例</u>の規定中軽自 | 第4条 <u>平成31年新条例</u>の規定中軽

動車税の種別割に関する部分は、<u>令</u>和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

自動車税の種別割に関する部分は、 <u>平成32年度</u>以後の年度分の軽自動 車税の種別割について適用し、平成 31年度分までの軽自動車税につい ては、なお従前の例による。